

教職員の働き方改革の取り組み状況について

1 各学校における6月の超過勤務時間（在校等時間から勤務時間を除いた時間）等

（1）月の超過勤務時間（平均）の状況について

校種	校長	教頭	養護教諭	事務職員	教員
小学校	53 時間 46 分	80 時間 26 分	36 時間 14 分	17 時間 53 分	51 時間 44 分
中学校	60 時間 36 分	92 時間 57 分	60 時間 14 分	15 時間 56 分	88 時間 38 分
特別支援学校	52 時間 39 分	63 時間 20 分	53 時間 10 分	18 時間 20 分	37 時間 13 分

（2）超過勤務時間が月 80 時間を超えている教職員の人数と割合

校種	令和元年 6 月	平成 29 年 6 月（抽出）	出退勤記録の実施率
小学校	12.2% (124 人/1013 人)	12.5% (9 人/72 人)	92.7% (1013 人/1093 人)
中学校	53.3% (340 人 ^{*1} /638 人)	63.1% (65 人 ^{*2} /103 人)	95.4% (638 人/669 人)
特別支援学校	5.3% (3 人/57 人)		79.2% (57 人/72 人)

*1 340 人の中で 200 時間を超えた人数 7 人（全体の 2.1%）

*2 65 人の中で 200 時間を超えた人数 5 人（全体の 7.7%）

（3）各学校における記録の方法

教育政策課作成のエクセルシートを活用した記録：64 校

IC カード等による機器による記録：4 校

手書きによる記録：4 校

（4）今後の取り組み

- ①超過勤務時間が 80 時間を超えている人数の割合が比較的高い学校に、超過勤務時間が長い教職員の実態やその対応についての聞き取り
- ②教員の超過勤務時間の比較的小さい学校に、取り組み状況等の聞き取り
- ③年間の中で、繁忙期について勤務実態を通して把握

2 学校閉庁日の状況

（1）学校閉庁日における出勤状況（8 月 13～16 日の延べ人数）

校種	学校用務員	教職員（学校用務員除く）	合計	休暇取得率
小学校	22	24	46	98.1%
中学校	19	7	26	98.2%
高校	2	33	35	79.3%
特別支援学校	2	20	22	84.7%

* 8 月 13・14 日は全市立学校・園で実施

週休日に地域行事等があり、3 校が 8 月 15・16 日も学校閉庁日として実施

(2) 学校開庁日における市教委の緊急連絡先（レンタル携帯電話）への着信件数

8月13日（火）に、保護者から2件の忘れ物に係る連絡があり対応した。

8月14・15・16日には連絡がなかった。

(3) 次年度の取り組み

神奈川県教育委員会で策定を進めている「神奈川県の教員の働き方改革に関する指針」を踏まえ、令和2年度は本年度と同様な期間での実施を検討中

3 業務改善アドバイザーに係る調査経過

(1) 現在までの派遣校

大規模校：2校（浦郷小・鶴久保小）

中規模校：3校（大矢部小・浦賀小・望洋小）

小規模校：2校（追浜小・沢山小）

(2) 調査内容をもとにした取り組みについて

- ① 新任教頭が着任後、業務を円滑に行えるよう、4月当初の業務について、何をいつまでに行い、優先してやるべきことがわかる資料を業務改善アドバイザー及び教頭会とともに作成中
- ② 教頭の業務を効率的に行えるよう、教員時代に経験のない事務業務を中心に、手順書や確認書、イントラネット内データ等へのたどり方などを、教頭会とともに作成中

4 保護者・地域に学校業務への理解を進める取り組み

(1) 4月配布の文書による効果（各学校の管理職に聞き取り）

効果あり	多少の効果あり	不明、特に感じない
28校	26校	17校
・「勤務時間外ですが」の一言が保護者から聞かれる。 ・19時以降の電話が減った ・保護者や地域の方と、教職員の多忙について話題になった。	・保護者からは減っているが、学校間の電話は多い。 ・意識の高い人は効果的だが、そうでない人は不明 ・見守りの人から文書について声をかけられた。	・以前から電話が少ない。 ・忘れ物に関する問い合わせが多く、効果は特に感じていない。 ・あまり件数は変わっていない。

(2) 勤務時間後の着信件数の実態調査

学校別の勤務時間後の着信件数の把握するため、10月21～25日（22日を除く）に可能な範囲で調査を依頼する。調査結果をもとに、夜間の着信件数の減少を進める取り組みを検討する。

5 市立中学校部活動に関する報告

(1) 部活動方針の周知

- ①全中学校にて学校ホームページにて活動方針を掲載
- ②全中学校にて以下の方法（複数の手段で実施している学校もあり）で周知
 - ・保護者会にて文書を配布し説明（20校）
 - ・生徒を通じて活動方針を配布（8校）
 - ・「学校だより」とあわせて活動方針を配布（2校）
 - ・ホームページにも活動方針を掲載していることを文書・口頭で周知（19校）

(2) 6月における中学校部活動の適切な休養日の設定と活動時間

本市の部活動ガイドラインより

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。（平日、週休日ともに少なくとも1日）
- ・平日の活動時間は2時間程度、週休日は3時間程度を原則とする。

①平日（4週・20日）

ア) 月間での休養日（ガイドラインでは月当たりの休養日は4日）

4日以上休養日とした部活：運動部 100%、文化部 100%

イ) 月間での活動時間数（ガイドラインでは月当たりの活動時間数 32 時間程度）

32 時間以下の部活動：運動部 100%、文化部 100%

②週休日（4週・8日）

ア) 月間での休養日（ガイドラインでは月当たりの休養日は4日）

4日以上休養日とした部活：運動部 90%、文化部 72%

イ) 月間での活動時間数（ガイドラインでは月当たりの活動時間数 12 時間程度）

12 時間以下の部活：運動部 78%、文化部 46%

* 週休日の活動が多くなった主な理由

運動部はソフトテニス部やサッカー部等で試合が行われたこと

文化部は吹奏楽部で地域演奏会等が行われた学校が多かったこと